⑷　定期的に外国人建設就労者の監理及び就労状況の確認を行うこと。
⑸　相談員を配置し、外国人建設就労者の生活、労働等（転職を含む。）に係る相談に対応すること。
⑹　第10の帰国担保措置をとること。
⑺　第11の建設特定活動の継続が不可能となった場合に必要な措置をとること。
⑻　第13の関係機関に対する報告を行うこと。
⑼　国土交通省、地方入国管理局、厚生労働省その他の監督官庁及び適正監理推進協議会の求めに応じて調査等に協力すること。
⑽　外国人建設就労者の受入れに関する文書を作成し備え付け、建設特定活動終了後３年間保存すること。

２　受入建設企業は、外国人建設就労者を受け入れたときは、当該外国人建設就労者が建設特定活動への従事を開始した日から２週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。

３　受入建設企業は、外国人建設就労者が退職したときは、その日から２週間以内に、その旨を特定監理団体に届け出なければならない。

４　受入建設企業は、国土交通省が別に定めるところにより、元請企業から報告を求められたときは、誠実にこれに対応するとともに、元請企業の指導に従わなければならない。

５　受入建設企業は、外国人建設就労者が建設特定活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実及び対応策を報告しなければならない。

６　受入建設企業は、外国人の受入れ又は就労に係る不正行為を行った場合は、直ちに、特定監理団体に当該事実を報告しなければならない。

７　受入建設企業は、外国人建設就労者の名簿及び就労日誌を作成し備え付け、建設特定活動終了後３年間保存しなければならない。

８　国土交通省は、建設特定活動の適正かつ円滑な実施を図るため、別に定めるところにより、制度推進事業実施機関に対し、特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導その他の業務を行わせるものとする。

第７　適正監理推進協議会

１　国土交通省は、建設特定活動の適正な実施に関し必要な事項の協議及び連絡調整を行うため、適正監理推進協議会を設置する。

２　適正監理推進協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
⑴　労働問題に関し学識経験を有する者
⑵　特定監理団体
⑶　建設業者団体（元請団体、専門工事業者団体等）
⑷　国土交通省
⑸　法務省
⑹　厚生労働省
⑺　その他の関係機関

３　特定監理団体は、第６の２及び３の届出を受けたときは、遅滞なく、適正監理推進協議会に報告しなければならない。

４　適正監理推進協議会の事務を処理させるため、国土交通省に事務局を置く。

５　この告示に定めるもののほか、適正監理推進協議会の運営に関し必要な事項は、適正監理推進協議会が定める。

第８　監査及び指示

１　特定監理団体は、次に掲げる事項について、少なくとも３月に１回、受入建設企業の所在地に赴いて当該受入建設企業に対し監査を行い、その結果を国土交通省、受入建設企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会に報告するものとする。
⑴　適正監理計画の実施状況に関すること。
⑵　適正な労働条件の確保に関すること。
⑶　安全性の確保に関すること。
⑷　雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険への加入に関すること。
⑸　その他国土交通省が必要と認めること。

２　受入建設企業は、１の監査があったときは、特定監理団体に外国人建設就労者の受入状況を報告するものとする。

３　特定監理団体は、監査を実施したときは、その結果を踏まえ、適正監理計画に即した建設特定活動が実施されるよう必要な措置を講じるものとする。

４　特定監理団体は、受入建設企業による別表第２の不正行為を知った場合には、直ちに監査を行い、国土交通省、受入建設企業の所在地を管轄する地方入国管理局及び適正監理推進協議会にその結果を報告するものとする。

５　特定監理団体は、１又は４の監査を行うに当たっては、外国人建設就労者と面接を行い、建設特定活動の実施状況や生活状況等について確認するものとする。

６　国土交通省は、必要と認めるときは、１の規定にかかわらず、受入建設企業に対し自ら監査を行い又は特定監理団体に監査を行うことを指示することができる。

７　受入建設企業は、１、４又は６の監査及び５の面接が円滑に実施できるよう協力するものとする。

８　国土交通大臣は、１、４又は６の監査において、外国人建設就労者の受入れに関する是正が必要と認めたときは、当該是正を必要とする事項について特定監理団体及び受入建設企業に対し報告を求め、必要な措置を講じるものとする。

９　国土交通大臣は、すべての受入建設企業に対して、また、都道府県知事は、当該都道府県の区域内において建設業を営む受入建設企業に対して、特に必要があると認めるときは、それぞれ建設業法第31条第１項に基づく立入検査を行うことができる。

10　国土交通大臣は、建設特定活動の適正な実施の観点から必要があると認めるときは、特定監理団体又は受入建設企業に対し、外国人建設就労者の受入れの停止その他必要な指示をすることができる。

第９　外国人建設就労者との面接

１　特定監理団体は、第８の監査を補完するため、必要と認めるときは外国人建設就労者と面接し、建設特定活動の実施状況等を確認するものとする。

２　受入建設企業は、１の面接が円滑に実施できるよう協力しなければならない。

第10　帰国旅費の確保その他の帰国担保措置

１　受入建設企業は、外国人建設就労者が帰国旅費を支弁できないときは帰国旅費を負担しなければならない。

２　特定監理団体は、１の場合において、受入建設企業が帰国旅費を支弁できないときは、当該外国人建設就労者の帰国旅費を負担するものとする。

第11　建設特定活動の継続が不可能となった場合の措置

第12の認定の取消があった場合のほか、特定監理団体又は受入建設企業に起因する理由により適正監理計画に従った建設特定活動の継続が不可能となった場合において、外国人建設就労者に責がなく、かつ、本人が継続して建設特定活動の実施を希望するときは、特定監理団体は、あらかじめ建設特定活動の継続に必要な措置を講じるほか、新たな受入建設企業を確保するよう努めるものとする。

第12　認定の取消

１　国土交通大臣は、特定監理団体が次のいずれかに該当する場合には、特定監理団体の認定を取り消すものとする。
⑴　第４の２の要件を満たさなくなった場合
⑵　不正の手段により第４の認定を受けたことが判明した場合
⑶　第４の認定から１月以内に適正監理推進協議会に加入しない場合
⑷　適正監理推進協議会から脱退した場合